

令和 7 年度 佐賀県職員（職業訓練指導員）の募集について

1 職種、採用予定人員等

職種	分野	採用予定 人 員	主な勤務箇所 (予定)	職務内容
職業訓練 指導員	木工分野	若干名	産業技術学院 (多久市)	家具や建具などの木材加工、パソコンを使用し てのドローイングソフトによる工業デザイン、 CAD 製図等の学科・実技指導、生活指導、就 職支援、各種技能競技大会等への支援等
	自動車整 備分野	若干名		自動車整備、自動車の構造、車検、点検、故障 診断及び二級自動車整備士に必要な学科・実技 指導、生活指導、就職支援、各種技能競技大会 等への支援等

2 受験資格

【木工分野】

昭和 41 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれ（令和 8 年 4 月 1 日時点で満 59 歳から満 22 歳までの人）、次のいずれかに該当する人。

- ・「木工科」の指導員指導員免許を有する
- ・「木工科」の指導員指導員免許を令和 8 年 3 月 3 1 日までに取得見込み

【自動車整備分野】

平成 2 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれ（令和 8 年 4 月 1 日時点で満 35 歳から満 22 歳までの人）、次のいずれかに該当する人。

- ・「自動車整備科」の指導員指導員免許を有する
- ・「自動車整備科」の指導員指導員免許を令和 8 年 3 月 3 1 日までに取得見込み

ただし、次のいずれかに該当する人は受験することができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【受験資格に関する留意事項】

「職業訓練指導員免許」を取得するためには、一定の要件（下記例を参照）を満たした上で、都道府県に対して免許の交付を申請する必要があります。

(例)

- ・職業能力開発促進法第 30 条第 1 項に基づく免許職種に関する職業訓練指導員試験に合格した者
- ・免許職種に相当する普通課程の普通職業訓練の訓練科の技能照査に合格し、その後当該免許職種に関し 6 年以上の実務の経験を有する者で、厚生労働大臣が指定する講習を修了した者
- ・免許職種に関する学科を修めた者で、工業、工業実習等の教科についての教育職員免許法に基づく高等学校の教員の普通免許状を有する者

上記はあくまで例示であり、その他にも免許の交付を申請することが可能な要件がありますので、詳しくは事前に厚生労働省や佐賀県のホームページをご確認ください。

なお、免許職種に係る職業訓練指導員免許の交付を受けられていない方は、事前に下記までお問い合わせの上、ご自身が当該免許の交付要件を満たしているかどうかについてご確認ください。

＜お問い合わせ先＞（「職業訓練指導員免許」の交付申請や要件等について）
佐賀県産業労働部産業人材課 スキルアップ担当 電話 0952-25-7310（直通）

【参考】厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shido-in-rute.html

【参考】佐賀県ホームページ

http://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00333231/index.html

3 選考の方法、日程及び場所

選考の方法	日程・場所	備 考
専門試験 (実技・記述式)	令和7年11月23日(日) 産業技術学院(多久市多久町7183-1)	詳細については、別途 応募者に通知します。
面接試験 (人物評価)	同上	

4 合格者発表

令和7年12月中旬頃(文書で通知します。)

5 採用予定の時期

令和8年4月1日以降

※採用予定日までに該当する職業訓練指導員免許を取得できない場合、正式採用されません。

※該当する職業訓練指導員免許を有している人で、業務上の必要があり、本人の同意が得られた場合は、令和8年3月31日以前に採用されることもあります。

6 給与(現行)

(1) 初任給月額 220,700円(4年制大学卒業の場合)

※給与改定により初任給月額は、増減する場合があります。

【例】4年制大学卒業(職業訓練指導員としての職歴あり)の場合

職歴年数※	給与月額
5年	約24万円
10年	約25万円
15年	約26万円

※22歳で大学(4年課程)卒業時に職業訓練指導員免許を取得した後、関連機関等に採用され、職業訓練指導員としての職務に従事していた期間を職歴年数として算出

(2) このほか、教務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等が実態に応じて支給されます。

※期末手当及び勤勉手当：年間4.6月(募集時点)

7 応募方法

(1) 必要書類

ア 受験申込書（別添様式）

※インターネット申込の場合、「受験申込書」は不要です。

イ 履歴書（別添様式）

ウ 面接カード（別添様式）

エ 該当する科の職業訓練指導員免許の写し（取得見込みの場合は、当該免許を取得見込みであることを証明するものを提出してください）

※当該免許を取得見込みであることを証明する書類は以下のいずれかの書類とする。

(ア) 指導員訓練の修了（見込み）証明書及び免許職種に関する学科を修めたことを証明する書類

(イ) 職業訓練指導員試験の合格証明書の写し

(ウ) 厚生労働大臣が指定する講習の修了（見込み）証明書又は受講資格を有することを証明する書類

(エ) 工業又は工業実習等の教科についての高等学校教諭免許状の写し

(オ) 職業訓練指導員試験の受験資格を満たすことを証明する書類（必要な免許の写し等）

※イ～エについては、インターネット申込の場合は、PDF形式で提出してください。

(2) 申込方法

ア インターネット申込の場合

佐賀県ホームページから直接インターネットで申し込む場合は、申込画面上の注意事項をよく確認の上、お申し込みください。（ご使用の機種や環境によって、一部対応できない場合があります。）

佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>) → 申請・届出 → 電子申請システム

イ 持参又は郵送の場合

必要書類を次の提出先に持参又は郵送してください。

郵送による場合は、封筒の表に「佐賀県職員（職業訓練指導員）受験申込書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便で送付してください。

提出先 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県総務部人事課人事担当

(3) その他

募集期間内に必要書類を全て提出してください。

募集期間内に必要書類が全て提出されなかった場合及び書類に不備があった場合には、申込みは無効となります。

8 募集期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月11日（火）まで

電子申請による場合は、令和7年10月20日（月）9時〔JST〕から令和7年11月11日（火）17時〔JST〕までに県のサーバーに到着したものまで受け付けます。電子申請では、時間に余裕をもってお申し込みください。

なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによるシステムトラブルの責任は一切負いませんので予め御了承ください。

郵送による場合は、令和7年11月11日（火）の消印のあるものまで受け付けます。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果は、以下の内容について情報の提供を受けることができます。

情報提供を希望される場合は、受験者本人であることを証明する書類（受験票、免許証等）を持参の

上、8時30分から17時までの間に、人事課に直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除きます。(試験結果の情報提供は受験者本人以外に対して行うことはできません。)

- ・ 情報提供する内容：総合得点及び順位

- ・ 情報提供することができる期間：合格発表の日から1か月間

なお、電話、はがき等による情報提供は行っていない。

10 問い合わせ先

不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

佐賀県総務部人事課人事担当

電話 0952-25-7011 (直通) E-mail : jijinji-m1@pref.saga.lg.jp

この選考試験の実施に伴いご提出いただいた個人情報は、採用選考のためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護指針 (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>) で定めています。